

平成27年度さいたま市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度さいたま市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 汚水処理戸数	483,670 戸
(2) 年間総汚水処理水量	131,300,765 m ³
(3) 一日平均汚水処理水量	359,728 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管きよ整備事業費	16,996,519 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益		25,576,070 千円	
第1項 営業収益		22,487,691 千円	
第2項 営業外収益		3,088,379 千円	
	支	出	
第1款 下水道事業費用		24,256,195 千円	
第1項 営業費用		20,321,463 千円	
第2項 営業外費用		3,911,082 千円	
第3項 特別損失		13,650 千円	
第4項 予備費		10,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,298,612千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,049,585千円、過年度分損益勘定留保資金 489,126千円、当年度分損益勘定留保資金 8,759,901千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	21,609,235 千円
第1項	企 業 債	17,032,400 千円
第2項	他 会 計 負 担 金	398,657 千円
第3項	国 庫 補 助 金	3,745,200 千円
第4項	負 担 金	417,615 千円
第5項	長 期 貸 付 金 返 還 金	15,363 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	31,907,847 千円
第1項	建 設 改 良 費	20,329,854 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	11,553,865 千円
第3項	長 期 貸 付 金	24,128 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費 谷場2号幹線整備事業	千円 3,100,000	平成27年度	千円 150,000
				平成28年度	1,100,000
				平成29年度	1,000,000
				平成30年度	850,000
1	資本的支出	1 建設改良費 東大宮ポンプ場 施設再構築事業	200,000	平成27年度	30,000
				平成28年度	170,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	大和田ポンプ場 施設再構築事業	千円 294,000		千円
				平成27年度	50,000
				平成28年度	244,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
固定資産台帳作成業務 (平成27年度取得資産分)	平成27年度から 平成28年度まで	2,700千円
下水道施設緊急修繕	平成27年度から 平成28年度まで	17,550千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 14,409,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について 、利率の見直 しを行った後 においては、 当該見直し後 の年度におけ る利率とする 。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	859,800			
資本費平準化	1,762,800			
合 計	17,032,400			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費及び長期貸付金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,211,668 千円

(他会計からの補助金)

第11条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,919,067千円である。

平成27年2月4日 提出

さいたま市長 清水 勇 人